

# 第五号議案

## 会則の一部変更について

### 1 会則変更の内容

#### 現行会則と変更会則案の対照表

現行会則	変更会則案
<p>(構成)</p> <p>第5条 本会は会員（個人会員）、学生会員、賛助会員（法人）、施設会員（法人・図書館）及び顧問をもって構成する。</p> <p>（賛助会員及び施設会員）</p> <p>第8条 次に挙げるもので、規定に従い入会手続きを完了したものを賛助会員及び施設会員とする。地方公共団体、図書館、企業等で本会の活動に賛同し事業推進に協力する団体及び法人。</p> <p>(入会)</p> <p>第10条 本会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、規定の入会申込書を理事長に提出することとする。</p> <p>2 前項の入会は、役員会の決議による承認を得て会員、学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問となる。</p> <p>(会議の議決権)</p> <p>第11条 会員は、各々1個の議決権を有する。</p> <p>2 学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問は議決権を有しない。</p> <p>(会費)</p> <p>第12条 会員及び賛助会員、施設会員の年会費は別途役員会で決める。</p> <p>2 学生会員及び顧問の年会費は無料とする。</p> <p>3 第1項の他、臨時に必要となる経費に充てるため、役員会の決定により臨時会費を徴収することができる。</p> <p>(退会)</p> <p>第13条 会員、学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問は、理事長に書面を提出したうえで、退会することができる。</p> <p>2 前項の場合、既納の会費は返還しない。</p> <p>(除名)</p> <p>第14条 本会は、次に挙げる事由に該当する会員、</p>	<p>(構成)</p> <p>第5条 本会は会員（個人会員）、学生会員、賛助会員、<u>協力会員</u>（法人）、施設会員（法人・図書館）及び顧問をもって構成する。</p> <p>（賛助会員、<u>協力会員</u>及び施設会員）</p> <p>第8条 次に挙げるもので、規定に従い入会手続きを完了したものを賛助会員、<u>協力会員</u>及び施設会員とする。地方公共団体、図書館、企業等で本会の活動に賛同し事業推進に協力する団体及び法人。</p> <p>(入会)</p> <p>第10条 本会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、規定の入会申込書を理事長に提出することとする。</p> <p>2 前項の入会は、役員会の決議による承認を得て会員、学生会員、賛助会員、<u>協力会員</u>、<u>施設会員</u>及び顧問となる。</p> <p>(会議の議決権)</p> <p>第11条 会員は、各々1個の議決権を有する。</p> <p>2 学生会員、賛助会員、<u>協力会員</u>、<u>施設会員</u>及び顧問は議決権を有しない。</p> <p>(会費)</p> <p>第12条 会員及び賛助会員、<u>協力会員</u>、<u>施設会員</u>の年会費は別途役員会で決める。</p> <p>2 学生会員及び顧問の年会費は無料とする。</p> <p>3 第1項の他、臨時に必要となる経費に充てるため、役員会の決定により臨時会費を徴収することができる。</p> <p>(退会)</p> <p>第13条 会員、学生会員、賛助会員、<u>協力会員</u>、<u>施設会員</u>及び顧問は、理事長に書面を提出したうえで、退会することができる。</p> <p>2 前項の場合、既納の会費は返還しない。</p> <p>(除名)</p> <p>第14条 本会は、次に挙げる事由に該当する会員、学</p>

学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問は会員総会の決議により除名することができる。

- (1) 会費の納入を2年以上遅延した会員。
- (2) 会則に反する行為のあった会員、学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問。
- (3) その他本会の趣旨に反する行為のあった会員、学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問。

(会員総会)

第19条 会員総会（以下「総会」という）は、会員をもって組織する。

2 総会は定期総会と臨時総会の2種とし、理事長が召集する。

3 定期総会は年1回開催し、また臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。

4 総会の議長は理事長があたり、理事長が不在の場合は、副理事長がその任にあたる。

5 総会は会員の過半数の出席により成立（委任状の提出も含む）し、議事は別段の定めのある場合を除き、出席会員の議決権の過半数で決する。

6 学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。

7 総会の召集通知は開催日の14日前までに、各会員に対し会議の目的、日時、場所等を連絡しなければならない。

(役員会)

第21条 役員会は、会長、理事長、副理事長、理事及び会計監査をもって構成する。

2 役員会は、理事長が随時召集する。

3 役員会は、役員過半数の出席により成立し、議事は出席役員過半数で決する。

4 理事長が必要とするときは、賛助会員、施設会員及び顧問は理事会に出席し意見を述べるができる。

(実施時期)

- 1 本会則は、2001年4月1日から実施する。
- 2 年会費は、個人会員3,000円、賛助会員一口50,000円、施設会員一口10,000円とする。

生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問は会員総会の決議により除名することができる。

- (1) 会費の納入を2年以上遅延した会員。
- (2) 会則に反する行為のあった会員、学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問。
- (3) その他本会の趣旨に反する行為のあった会員、学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問。

(会員総会)

第19条 会員総会（以下「総会」という）は、会員をもって組織する。

2 総会は定期総会と臨時総会の2種とし、理事長が召集する。

3 定期総会は年1回開催し、また臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。

4 総会の議長は理事長があたり、理事長が不在の場合は、副理事長がその任にあたる。

5 総会は会員の過半数の出席により成立（委任状の提出も含む）し、議事は別段の定めのある場合を除き、出席会員の議決権の過半数で決する。

6 学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問は、総会に出席し、意見を述べるができる。

7 総会の召集通知は開催日の14日前までに、各会員に対し会議の目的、日時、場所等を連絡しなければならない。

(役員会)

第21条 役員会は、会長、理事長、副理事長、理事及び会計監査をもって構成する。

2 役員会は、理事長が随時召集する。

3 役員会は、役員過半数の出席により成立し、議事は出席役員過半数で決する。

4 理事長が必要とするときは、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問は理事会に出席し意見を述べることができる。

(実施時期)

- 1 本会則は、2001年4月1日から実施する。
- 2 年会費は、個人会員3,000円、賛助会員・協力会員一口50,000円、施設会員一口10,000円とする。

## 2 会則変更の理由及び日程

### (1) 会則変更の理由

前回の総会において当協議会に対して積極的に協力するために「賛助会員」という名称では弱く、より積極的に協力する会員ということで、「協力会員」という名称を追加してもらいたいという動議があり、理事会で検討することになっていた。

理事会において、会員がより協力し易い環境を整えることも必要であると判断し、賛助会員よりも積極的に当協議会に協力する会員を「協力会員」とし、会則に追加することとした。

これを受けて総会において会則の変更を提案するものである。

### (2) 会則変更の日程

会則変更のための総会開催日：平成 22 年 5 月 28 日

会則変更の効力発生日：平成 22 年 5 月 28 日